

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出 (")	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (環境対策課)	1
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (")	2
○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	3
○道路の供用開始 (2件) (")	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	4
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和2年における増殖目標量、期間等	5

告 示

高知県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
りょうせき薬局	南国市領石18番地5	育成医療及び更生医療		令和元年12月1日
あかね薬局 渡川店	四万十市具同2075-2	〃		〃
エール薬局 サニーマート四万十店	四万十市古津賀四丁目30番地	〃		〃
訪問看護ステーション きび	南国市明見字鳥啄三883番5	〃		〃
訪問看護ステーション 野いちご	南国市小籠941-20	〃		〃
訪問看護リハビリステーションいろは	吾川郡いの町波川664番地1	〃		〃

高知県告示第585号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更について届出があった。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

			育成医療又は
--	--	--	--------

区分	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	変更年月日
変更前	有限会社 めいわ薬局	須崎市緑町1番21号	育成医療及び更生医療		令和元年8月3日
変更後	めいわ薬局	須崎市緑町4番29号			

高知県告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
有限会社元氣堂調剤薬局	高岡郡四万十町見付901番地	育成医療及び更生医療		令和元年8月31日
しのはら薬局 高北店	高岡郡佐川町甲1685	〃		令和元年10月23日

高知県告示第587号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
高岡郡禰原町禰原1500番地1
寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 かよ
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所
高岡郡禰原町豊原6772番地ほか2筆
- 一般廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
- 申請年月日
平成31年3月22日
- 縦覧場所
(1) 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
(2) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎 高知県須崎福祉保健所
(3) 高岡郡禰原町禰原1444番地1 禰原町役場
- 縦覧の期間及び時間
令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である一般廃棄物処理施設の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

高知県告示第588号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
高岡郡禰原町禰原1500番地1
寺元運送有限会社 代表取締役 寺元 かよ
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所
高岡郡禰原町豊原6772番地ほか2筆
- 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
- 申請年月日
平成31年3月22日
- 縦覧場所
(1) 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
(2) 須崎市東古市町6-26 須崎第二総合庁舎 高知県須崎福祉保健所
(3) 高岡郡禰原町禰原1444番地1 禰原町役場
- 縦覧の期間及び時間
令和元年12月20日（金）から令和2年1月20日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

高知県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件
◎区画漁業権（5件）
〔第一種区画漁業（魚類養殖）〕
1 公示番号 区第3,074号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点
ア 甲から磁針方位86度36分の線上甲から428メートルの点
イ 甲から磁針方位65度9分の線上甲から523メートルの点
ウ 甲から磁針方位78度23分の線上甲から762メートルの点
エ 甲から磁針方位93度20分の線上甲から701メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐる養殖業を除く。)
(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち一切
(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。
- 公示番号 区第3,075号
(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦弦場沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町橋浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号
ア 甲から磁針方位307度21分の線上甲から800メートルの点
イ 甲から磁針方位333度29分の線上甲から908

メートルの点
ウ 甲から磁針方位12度34分の線上甲から466メートルの点
エ 甲から磁針方位314度32分の線上甲から182メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

3 公示番号 区第3,076号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦ヂョヂョウ谿沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点
ア 甲から磁針方位236度17分の線上甲から419メートルの点
イ 甲から磁針方位274度52分の線上甲から779メートルの点
ウ 甲から磁針方位288度24分の線上甲から704メートルの点
エ 甲から磁針方位264度21分の線上甲から308メートルの点
オ 甲から磁針方位251度29分の線上甲から173メートルの点
カ 甲から磁針方位212度4分の線上甲から139メートルの点
キ 甲から磁針方位206度54分の線上甲から228メートルの点
アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキを結ぶ6直線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

4 公示番号 区第3,077号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊地先
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点
ア 甲から磁針方位128度50分の線上甲から264メートルの点
イ 甲から磁針方位134度18分の線上甲から270メートルの点
ウ 甲から磁針方位181度24分の線上甲から94メートルの点
エ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から53メートルの点
オ 甲から磁針方位85度49分の線上甲から288メートルの点
アイ、イウ、ウエ、エオを結ぶ4直線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

5 公示番号 区第3,078号

(1) 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦白鼻沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡大月町芳ノ沢白鼻県漁場基点第176号
ア 甲から磁針方位214度46分の線上甲から450メートルの点
イ 甲から磁針方位273度2分の線上甲から121メートルの点
ウ 甲から磁針方位115度50分の線上甲から336メートルの点

エ 甲から磁針方位162度19分の線上甲から548メートルの点
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期
漁業の種類 漁業の時期
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
類小割り式養殖業
(くろまぐろ養殖業を除く。)

(3) 地元地区
幡多郡大月町のうち泊浦

(4) 制限又は条件
昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日
令和2年4月1日

第3 漁業権の免許申請期間
令和2年2月20日から同年3月5日まで

第4 漁業権の存続期間
免許の日から令和5年8月31日まで
(この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第590号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 神母木野市
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町神母ノ木字下舟渡315番1から 香美市土佐山田町神母ノ木字牛ツキ岩201番1まで	前	4.2 17.2	48
	後	4.2 17.2	48

高知県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠崎野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字ワノ丸1948番8から 香南市野市町西野字ワノ丸1948番1まで	前	6.5 }	41
	後	19.6	
	後	6.5 }	41
		15.9	

高知県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年12月20日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 神母木野市
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香美市土佐山田町神母ノ木 字下舟渡315番1から 香美市土佐山田町神母ノ木 字牛ツキ岩201番1まで	48	令和元年12月20日

高知県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年12月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠崎野市
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
香南市野市町西野字ワノ丸 1948番8から 香南市野市町西野字ワノ丸 1948番1まで	41	令和元年12月20日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高知市東部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員
の届出があった。

令和元年12月20日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	大野 哲	高知市五台山4879番地
〃	野中 善清	〃 〃 2142番地
〃	和田 稔	〃 高須大谷2番9号
〃	安岡 範文	〃 高須新木5番38号
〃	松村 泰孝	〃 高須大島6番3号
〃	横田 好平	〃 高須絶海6番19号
〃	松村 辰吉	〃 高須大島7番6号
〃	澤田 晴夫	〃 高須本町2番57号
〃	山崎 隆啓	〃 高須絶海5番1号
〃	久保 康弘	〃 屋頭647番地
〃	谷 澄雄	〃 大津乙575番地
〃	谷 泰儀	〃 〃 551番地
〃	山添真次郎	〃 〃 479番地
〃	野中日出夫	〃 介良乙3281番地
〃	中島 正根	〃 介良丙29番地
〃	竹内 義昭	〃 介良乙2922番地
監事	田所 一清	〃 屋頭641番地
〃	戸田 正善	〃 高須新木5番26号
〃	津野 崇	〃 高須大谷2番2号
〃	野中 豊	〃 大津乙576番地2
〃	藤田 俊男	〃 介良丙425番地

(就任)

理事	大野 哲	高知市五台山4879番地
〃	野中 善清	〃 〃 2142番地
〃	安岡 範文	〃 高須新木5番38号
〃	山崎 隆啓	〃 高須絶海5番1号
〃	横田 好平	〃 〃 6番19号
〃	松村 辰吉	〃 高須大島7番6号
〃	松村 泰孝	〃 〃 6番3号
〃	和田 稔	〃 高須大谷2番9号
〃	門脇 泰憲	〃 葛島三丁目8番18号
〃	久保 康弘	〃 屋頭647番地
〃	谷 泰儀	〃 大津乙551番地
〃	山地 勝弘	〃 〃 571番地
〃	山添真次郎	〃 〃 479番地
〃	野中日出夫	〃 介良乙3281番地
〃	竹内 義昭	〃 〃 2922番地
〃	中島 正根	〃 介良丙29番地
監事	田所 一清	〃 屋頭641番地
〃	戸田 正善	〃 高須新木5番26号
〃	津野 崇	〃 高須大谷2番2号
〃	野中 豊	〃 大津乙576番地2

**内水面漁場管理
 委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和2年における増殖目標量、期間等について、令和元年12月4日に次のとおり決定したので公告する。

令和元年12月20日

高知県内水面漁場管理委員会会長 筒井 一水

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	125	20	400	—	15	3,000
計	17件	3,030	670	13,400	—	485	37,000

2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。

産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）

3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。

4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。

5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。

6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。

7 増殖を行うべき期間は、令和2年1月1日から同年12月31日までとする。

8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。